## 後発医薬品使用体制加算に係る掲示(掲示義務)

当院における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の取り扱いについて

- 1. 後発医薬品の使用推進
  - ●後発医薬品は、先に開発された薬(先発医薬品)の特許が 切れた後に同じ有効成分・効果であることを国が承認した ものです。
  - ●開発費がかからない分、先発医薬品と比べて低価格となり、 医療費削減に寄与します。
  - ●厚生労働省の方針に従い当院でも積極的に採用しています。 ご理解、ご協力よろしくお願いします。
- 2. 医薬品供給が不安定な状況による対応
  - ●医薬品の供給が不足した場合、製薬会社、規格などの変更を 行い対応します。必要に応じて同効薬を検討し、適切に治療 が継続できる体制を整えております。 なお、状況によっては、薬剤が変更となる可能性があります。 変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら 薬剤師までご相談ください。
- 3. 一般名処方の推進(外来での院外処方)
  - ●当院では、後発医薬品のある医薬品は、特定の医薬品を指定 せずに、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行うことがあ ります。有効成分が同一の医薬品が複数ある場合、調剤薬局 の薬剤師と相談の上、ご自身で選択することができます。

医療法人社団登豊会 近石病院 経営企画部 掲示